

上田市避難情報の判断・伝達基準

1 避難情報の発表・発令される状況及び住民等がとるべき行動等

発令区分	発令時の状況	住民等が取るべき行動等
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれがある状況	●危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等(※1)は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保(※2)）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれが高い状況	●危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	●命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にできるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいの或る人等、及びその人の避難を支援する者

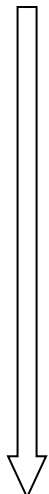
※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

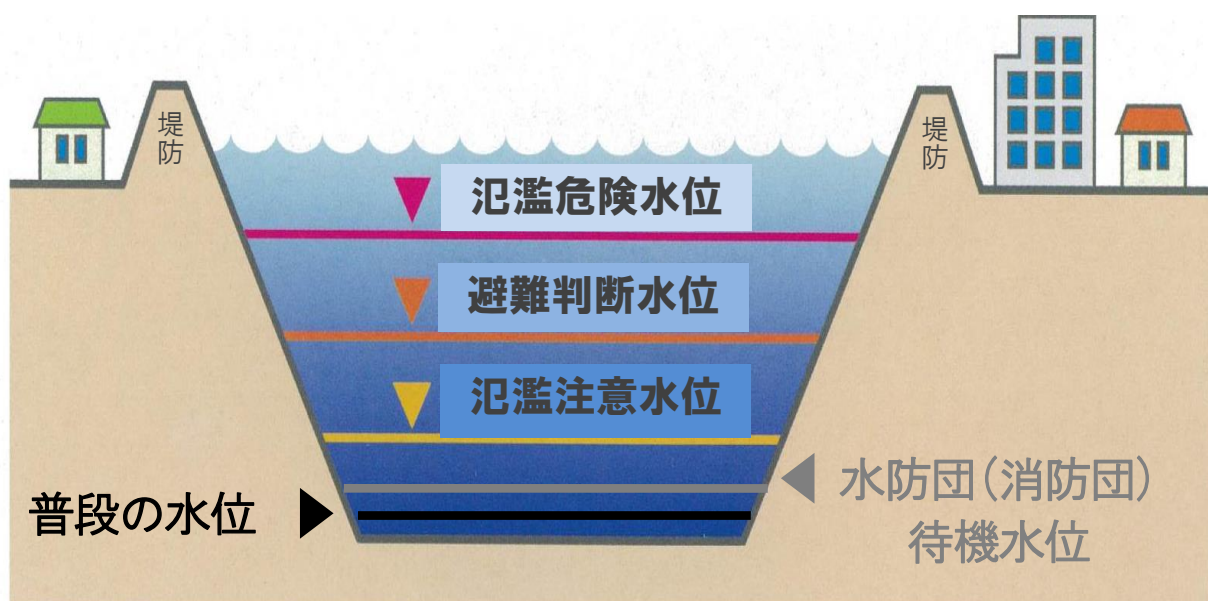
(注) 警戒レベル5は実際に災害が発生しています。命を守る行動をしてください。

(注) 突発的な災害の場合、市長からの避難情報等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難をしてください。

2 洪水に関する避難情報の発令基準

(1) 水位設定の種類

水位	水位の名称	内 容
低  高	水防団（消防団）待機水位	・水防団（消防団）が待機する目安となる水位 【通報水位】
	氾濫注意水位 （レベル2水位）	・水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位 ・水防団（消防団）の出動の目安となる水位 【警戒水位】
	避難判断水位 （レベル3水位）	・市長が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」の判断の目安となる水位 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位 ・指定緊急避難場所の開設や高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定される。
	氾濫危険水位 （レベル4水位）	・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれがある水位 ・住民の避難判断の参考となる水位 ・市長が発令する警戒レベル4「避難指示」の判断の目安となる水位 ・水位周知河川においては、「洪水特別水位」（水防法第13条）に相当
	氾濫の発生	・氾濫が発生した時 ・市長が発令する警戒レベル5「緊急安全確保」の判断の目安



(2) 洪水予報河川及び水位周知河川の水位観測所と避難等の判断基準となる水位

河川種類	河川名	水位観測所	水防団(消防団) 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
洪水予報河川	千曲川	生田	0.8m	1.9m	3.1m	4.0m
	信濃川水系 千曲川水系	塩名田(佐久)	2.2m	3.0m	3.3m	3.9m
		下越(佐久)	1.0m	1.7m	2.2m	2.6m
水位周知河川	依田川	依田橋	1.5m	1.8m	3.8m	4.4m
	神川	神川	0.9m	1.1m	2.7m	3.0m
	浦野川	浦野川	1.1m	1.3m	1.5m	1.9m

※ 洪水予報河川：国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

【該当河川】千曲川（国土交通大臣が指定）、信濃川水系千曲川上流（長野県知事が指定）

※ 水位周知河川：国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

【該当河川】依田川、神川、浦野川（長野県知事が指定）

(3) 避難情報の発令基準

避難情報の発令に当たっては、以下の河川ごとの判断基準を基に、原則として自治会単位に発令する。

ただし、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど、臨機応変な対応を行う。

前線や台風等による大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが見られる場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが見られる場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う。

発令判断に当たっては、必要に応じて長野地方气象台、国土交通省千曲川河川事務所、長野県に助言を求める。

なお、避難情報の対象とする水害は、立ち退き避難が必要な洪水による氾濫とする。

また、水位設定のある水位観測所ごとに避難対象区域を設定して、その避難対象区域に係る浸水想定区域のうち、「上田市災害ハザードマップ（令和3年3月発行）」において、浸水想定深が50cm以上の区域を避難対象（避難対象は、水位設定のない河川も同様）とする。

ア 洪水予報河川（千曲川及び信濃川水系千曲川上流）

(ア) 避難情報の発令基準

警戒レベル	発令区分	発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が、 避難判断水位（レベル3水位）に到達し 、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、基準となる水位観測所の水位が、 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表 されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「 避難判断水位の超過に相当（赤） 」になった場合 4：堤防に 軽微な漏水・侵食等 が発見された場合 5：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4	避難指示	1：指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が、 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表 された場合（又は 到達したと確認 された場合） 2：水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が 氾濫開始相当水位に到達することが予想 される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「 氾濫危険水位の超過に相当（紫） 」になった場合 4：堤防に 異常な漏水・侵食等 が発見された場合 5：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5	緊急安全確保	【災害が切迫】 1：水位観測所の水位が、 氾濫開始相当水位 に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「 氾濫している可能性（黒） 」になった場合 3：堤防に 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4： 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 （発令対象区域：諏訪形、下塩尻、大屋、上沢、石井自治会それぞれの一部） 【災害発生を確認】 5： 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」）、水防団からの報告等により把握できた場合）

※ 氾濫開始相当水位：ある個所の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に換算した水位

※ 堤防天端（ていぼうてんば）高：堤防の一番高い部分の高さ

※ 溢水（いっすい）：水があふれ出ること

※ 樋門（ひもん）：堤防の下を通り抜ける水路

(イ) 判断の基準となる水位観測所と避難対象区域

河川名	水位観測所	避難対象区域	
		地区名	対象自治会及び世帯数
千曲川	生 田	東 部	踏入の一部 泉町の一部 上常田の一部 中常田の一部
		南 部	南天神町の一部 泉平の一部 天神の杜の一部 北天神町の一部 松尾町の一部 末広町の一部
		西 部	西脇の一部 新町の一部 諏訪部の一部
		城 下	小牧の一部 諏訪形の一部 中村の一部 三好町の一部 御所の一部 中之条の一部 千曲町の一部
		塩 尻	秋和の一部 上塩尻の一部 下塩尻の一部
		川辺・泉田	上田原の一部 川辺町の一部 下之条の一部 築地の一部 半過の一部
		神 川	大屋の一部 岩下の一部 下青木の一部 久保林の一部 上沢の一部 国分の一部 下堀の一部 上堀の一部
		依 田	茂沢の一部
		長 瀬	下長瀬の一部
		塩 川	石井の一部 狐塚の一部
千曲川 (信濃川水系 千曲川上流)	塩名田 下 越	塩 川	郷仕川原の一部

イ 水位周知河川（依田川、神川、浦野川）

(ア) 避難情報の発令基準

警戒 レベル	発令区分	発令基準
警戒 レベル3	高齢者等避難	<p>1：基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>2：基準となる水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、次の①から③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①【依田川】上流の水位観測所（立岩、内村橋、霊泉寺橋）の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②流域雨量指数の3時間先までの予測値が洪水警報基準Ⅱ（赤色）に到達する場合（洪水警報の危険度分布も参照）</p> <p>③洪水警報の危険度分布で「警戒（赤色）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅱ（赤色又は橙色）に到達する場合）</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
警戒 レベル4	避難指示	<p>1：基準となる水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>2：基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①又は②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①【依田川】上流の水位観測所（立岩、内村橋、霊泉寺橋）の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② 洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫色）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅲ（紫色）に到達する場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
警戒 レベル5	緊急安全確保	<p>【災害が切迫】</p> <p>1：水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域：樋門・水門等の施設の下流域の自治会それぞれの一部）</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>

(イ) 判断の基準となる水位観測所と避難対象区域

河川名	流域雨量指数		水位 観測所	避難対象区域	
	警報発表基準値(基準Ⅱ)	基準Ⅲ		地区名	対象自治会
依田川	30.0	33.0	依田橋	丸子 中央	腰越の一部 中丸子の一部 下丸子の一部
				依 田	御嶽堂の一部 飯沼の一部 茂沢の一部
				長 瀬	上長瀬の一部 長瀬中央の一部 下長瀬の一部
				塩 川	石井の一部
				武 石	沖の一部
神 川	19.0	20.9	神 川	神 川	岩下の一部 久保林の一部 黒坪の一部 上沢の一部
				神 科	神科新屋の一部 野竹の一部 川原の一部
				豊 殿	林之郷の一部
				長	大日向の一部 真田の一部 戸沢の一部 横尾の一部
				本 原	荒井の一部 大畑の一部 下原の一部
浦野川	16.7	18.4	浦野川	川辺・ 泉田	下之条の一部 築地の一部 半過の一部
				川 西	仁古田の一部 岡の一部 浦野の一部 越戸の一部 藤之木の一部 浦野南団地の一部 小泉の一部

ウ 水位設定のない河川

(ア) 避難情報の発令基準

以下の状況を参考に最新の気象情報あるいは気象予測、雨量計の情報、巡視者等からの情報などを総合的に判断して発令する。

- ・ 洪水予報河川、水位周知河川の水位状況
- ・ 降雨の状況
- ・ 今後の水位の上昇が見込まれる場合
- ・ 河川水位が堤防（堰堤）を越えそうな状況や、堤防（堰堤）の決壊の恐れがある場合

上記に加え、発令区分ごとの発令基準は以下のとおり

警戒レベル	発令区分	発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1：市内に洪水警報が発表されるとともに、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤色）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅱ（赤色又は橙色）に到達する場合） 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4	避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1：洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫色）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準Ⅲ（紫色）に到達する場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5	災害発生情報	<p>【災害が切迫】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（発令対象区域：樋門・水門等の施設の下流域の自治会それぞれの一部） <p>【災害発生を確認】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

(イ) 判断の基準となる水位観測所と避難対象区域

河川名	流域雨量指数		水位観測所	避難対象区域	
	警報発表基準値(基準Ⅱ)	基準Ⅲ		地区名	対象自治会
内村川	13.8	15.2	内村橋 霊泉寺橋	内 村	下和子の一部
武石川	14.6	16.1	—	武 石	藪合の一部
洗馬川	13.6	15.0	—	長	横尾の一部
				傍 陽	曲尾の一部
傍陽川	7.7	9.6	—	傍 陽	入軽井沢の一部 大庭の一部 傍陽中組の一部 萩の一部
湯川	6.9 (6.2)	7.6	—	川辺・ 泉田	神畑の一部 吉田の一部 福田の一部
				中塩田	中野の一部 学海南の一部 上小島の一部 舞田の一部 下小島の一部 八木沢の一部 保野の一部 学海北の一部
産川	11.5	12.7	—	川辺・ 泉田	上田原の一部 東築地の一部 神畑の一部 福田の一部 下之条の一部 吉田の一部 築地の一部
				中塩田	下本郷の一部 五加の一部 東五加の一部 上本郷の一部
				西塩田	十人の一部 西前山の一部 塩田新町の一部 手塚の一部 東前山の一部
尾根川	4.1	5.6	—	東塩田	下組の一部 石神の一部 鈴子の一部 下之郷の一部
雨吹川	3.2	3.5	—	東塩田	下組の一部 富士山中組の一部
駒瀬川	7.7	8.5	—	東塩田	下組の一部 富士山中組の一部
尻無川	3.6	4.0	—	中塩田	東五加の一部
				東塩田	鈴子の一部 柳沢の一部 石神の一部 下之郷の一部
追開沢川	4.1	4.5	—	中塩田	中野の一部 舞田の一部 学海南の一部 学海北の一部
				西塩田	山田の一部
阿鳥川	4.8	5.3	—	川 西	岡の一部 浦野の一部
室賀川	9.3	10.2	—	川 西	下室賀の一部
矢出沢川	7.9 (7.1)	8.8	—	中 央	北大手町の一部
				北 部	上川原柳町の一部 柳町の一部 下川原柳町の一部 新田の一部 上房山の一部 上紺屋町の一部 下房山の一部
				西 部	下紺屋町の一部 新町の一部 鎌原の一部 諏訪部の一部 西脇の一部
				神 科	蛇沢の一部 長島の一部 金井の一部
瀬沢川	3.6	4.0	—	神 川	大屋の一部 岩下の一部

※ 堤入谷川、半田入谷川、和熊川、渋沢川、真田角間川、矢ノ口川、水出川、神戸川は、想定浸水深が50cm以上の区域はない。

※ 表中の流域雨量指数警報発表基準値(基準Ⅱ)の()の数値は複合基準値を示す。

(4) 避難情報の解除の考え方

ア 洪水予報河川及び水位周知河川（千曲川、依田川、神川、浦野川）

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除する。

イ 水位設定のない河川

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除する。

(5) ため池にかかる避難情報の発令基準等

(3) ウ及び(4) イに準じて判断する。

3 土砂災害に関する避難情報の発令基準

避難情報の対象とする土砂災害は、大雨に伴う急傾斜の崩壊、土石流の発生とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから対象としない。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や県等が行う個別箇所ごとの移動量等の監視・観測の調査結果、又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ発令する。

(1) 避難情報の対象とする土砂災害の危険性がある区域

ア 土砂災害警戒区域 【市内977箇所】

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

イ 土砂災害特別警戒区域 【市内884箇所】

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制をすべき区域

(2) 避難情報の発令基準

避難情報の発令に当たっては、以下の基準を基に判断し発令する。

ただし、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応を行う。

前線や台風等による大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う。

発令判断に当たっては、必要に応じて長野地方気象台、長野県に助言を求める。

さらに、前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域外で発見された場合、前兆現象や土砂災害の発生箇所、周辺地域を躊躇なく避難情報の対象とする。

警戒レベル	発令区分	発令基準	対象となる区域
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）が発表され、かつ、土砂災害（※1）の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）となった場合</p> <p>2：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	基準を満たした地域（格子内（CLラインが設定されている1km四方メッシュ内））の土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域
警戒レベル4	避難指示	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）（※2）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	高齢者等避難と同様
		<p>5：土砂災害の前兆現象（※3）が発見された場合</p>	現象を発見した箇所付近の土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>【災害が切迫】</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）となった場合</p>	高齢者等避難と同様
		<p>【災害発生を確認】</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p>	発生箇所付近の土砂災害警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域

※1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（気象庁の防災情報提供システムやホームページで確認）
 土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づき、土砂災害発生危険度を1kmメッシュ毎に階級表示した分布図、及び県の「長野県河川砂防情報ステーション」で情報提供される、1kmメッシュ毎の土砂災害発生危険度情報

【市の雨量観測地点】

観測地点名	設置場所	観測地点名	設置場所	観測地点名	設置場所
塩尻	上塩尻ポンプ場	傍陽	入軽岡保区民広場	武石	武石地域自治センター
上室賀	上室賀基幹集落センター	丸子	丸子中央小学校		
別所温泉	別所温泉終末処理場	真田	真田地域自治センター		

（参考）【気象庁（アメダス）の雨量観測地点】

観測地点名	設置場所	観測地点名	設置場所	観測地点名	設置場所
菅平	菅平小中学校南側	上田	浄水管理センター	鹿教湯	鹿教湯温泉

※2 土砂災害警戒情報（長野県河川砂防情報ステーションで確認）

大雨警報（土砂災害）が発表されていて、土砂災害発生危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難情報を適切に行えるよう、また、住民の自主避難判断の参考となるよう、対象市町村を特定して、県と気象庁が共同で発表する防災情報

※3 土砂災害の前兆現象の例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山斜面がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目が見える ・がけから小石がバラバラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がりたりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がある ・樹木の揺れる音がある ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がある
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

（注） 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

（3）避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難情報は発令する。

（4）避難情報の解除の考え方

避難情報は、当該地域の土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、国や県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

4 避難情報の伝達手段

(1) 避難情報の情報を住民に伝達する主な手段は次のとおりとする。

- ア テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
- イ ラジオ放送（臨時災害放送局によるエフエム放送を含む）
- ウ 有線放送、地域情報伝達無線システム（エリアトーク）
- エ 上田市防災行政無線（移動系）による消防団への伝達
- オ 緊急速報メール（NTTドコモ、KDD I、ソフトバンク、楽天モバイル）
- カ ツイッター等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- キ 広報車、消防団による広報
- ク 電話、ファックス、市メール配信サービス（登録制メール）
- ケ 消防団、警察、自主防災組織（自治会）、近隣住民等による直接的な声かけ
- コ 市メール配信サービスによる自治会三役への伝達
- サ 上田市防災ポータルサイト

(2) 要配慮者、避難支援関係者等への伝達

要配慮者の迅速・確実な避難を行うため、自治会が作成する住民支え合いマップの活用を図るとともに、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を確実にを行い、避難誘導の支援を実施する。

(3) 要配慮者利用施設の施設管理者への伝達

水防法及び土砂災害防止法に基づき、社会福祉施設や医療施設等の施設管理者等は、市からの洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成・公表等が義務付けられています。

この避難確保計画には避難情報の伝達方法についても定められていることから、市は定められた伝達方法により確実に情報伝達するものとする。

(4) 県及び関係機関への伝達

避難情報を発令したときは、市長はその旨を県知事に報告するものとする。

また、国土交通省千曲川河川事務所、上田地域広域連合消防本部、上田警察署等の関係機関にも情報伝達するものとする。